

令和 7 年 12 月 4 日 招集

令和 7 年 第 6 回 鋤路市議会

12 月 定 例 会 議 案

鋤 路 市

12月定例市議会議案件名

議案番号	件名	
議案第116号	令和7年度釧路市一般会計補正予算	5
議案第117号	令和7年度釧路市国民健康保険特別会計補正予算	35
議案第118号	令和7年度釧路市介護保険特別会計補正予算	41
議案第119号	令和7年度釧路市動物園事業特別会計補正予算	47
議案第120号	令和7年度釧路市病院事業会計補正予算	53
議案第121号	釧路市の議会の議員及び長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例	61
議案第122号	釧路市職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例	63
議案第123号	釧路市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例	75
議案第124号	釧路市乳児等通園支援事業の設備及び運営の基準に関する条例	77
議案第125号	釧路市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例の一部を改正する条例	89
議案第126号	釧路市放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例	91
議案第127号	釧路市港湾施設管理条例の一部を改正する条例	93
議案第128号	釧路市立学校設置条例の一部を改正する条例	95
議案第129号	釧路市火災予防条例の一部を改正する条例	97
議案第130号	釧路市功労者表彰について同意を求める件	101
報告第4号	専決処分報告の件（令和7年度釧路市一般会計補正予算）	103
報告第5号	専決処分報告の件（物損事故損害賠償額の決定等）	113

議案第116号

令和7年度釧路市一般会計補正予算

令和7年度釧路市の一般会計補正予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ326,967千円を追加し、歳入歳出それぞれ109,943,964千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

(繰越明許費の補正)

第2条 繰越明許費の変更及び追加は、「第2表 繰越明許費補正」による。

(債務負担行為の補正)

第3条 債務負担行為の変更及び追加は、「第3表 債務負担行為補正」による。

(地方債の補正)

第4条 地方債の変更は、「第4表 地方債補正」による。

令和7年12月4日提出

釧路市長 鶴間秀典

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額 千円	補正額 千円	計 千円
13 分担金及び負担金	2 負 担 金	638,196	392	638,588
		605,559	392	605,951
15 国 庫 支 出 金	2 国 庫 補 助 金	24,169,867	4,559	24,174,426
	3 国 庫 委 託 金	4,791,497	3,472	4,794,969
16 道 支 出 金	2 道 補 助 金	6,722,454	3,618	6,726,072
		1,033,615	3,618	1,037,233
18 寄 附 金	2 寄 附 金	2,763,551	2,655	2,766,206
	1 寄 附 金	2,763,551	2,655	2,766,206
19 繰 入 金	2 基 金 繰 入 金	5,978,319	314,243	6,292,562
		5,960,479	314,243	6,274,722
22 市 債	1 市 債	8,200,700	1,500	8,202,200
		8,200,700	1,500	8,202,200
歳 入 合 計		109,616,997	326,967	109,943,964

歳 出

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
2 総務費		千円 11,600,417	千円 7,693	千円 11,608,110
	1 総務管理費	11,239,256	7,693	11,246,949
3 民生費		36,492,587	2,155	36,494,742
	1 社会福祉費	8,537,245	2,155	8,539,400
4 衛生費		4,323,047	5,358	4,328,405
	1 保健衛生費	1,848,672	3,598	1,852,270
	2 清掃費	2,474,375	1,760	2,476,135
6 農林水産業費		1,313,492	6,422	1,319,914
	3 水産業費	120,648	6,422	127,070
7 商工費		4,020,933	108,128	4,129,061
	1 商工費	4,020,933	108,128	4,129,061
12 災害復旧費		343,004	196,289	539,293
	1 農林水産業施設災害復旧費	122,400	4,917	127,317
	2 土木施設災害復旧費	217,470	191,372	408,842
14 諸支出金		10,563,609	922	10,564,531
	1 特別会計繰出金	10,563,609	922	10,564,531
歳出合計		109,616,997	326,967	109,943,964

第2表 繰越明許費補正

区分		款	項	事業名	金額
変更	補正前	12 災害復旧費	1 農林水産業施設 災害復旧費	林業施設災害復旧事業	千円 80,700
	補正後				85,617
	補正前		2 土木施設 災害復旧費	河川災害復旧事業	26,945
	補正後				95,755
追加		2 総務費	1 総務管理費	津波一時避難場所整備事業	5,209
		4 衛生費	2 清掃費	ごみ処理事業 〔ごみ最終処分場維持管理事業〕	6,347
		7 商工費	1 商工費	湿原展望台管理運営事業	4,620
		12 災害復旧費	2 土木施設 災害復旧費	道路橋梁災害復旧事業	210,732

第3表 債務負担行為補正

区分		事項	期間	限度額
変更	補正前	法人立保育所等整備費補助金	令和8年度	千円 130,232
	補正後			171,429
追加		施設清掃業務委託費	令和8年度	9,801
		例規類集編さん費	令和8年度から令和12年度まで	8,250
		自治体情報システム 標準化事業費	令和8年度から令和9年度まで	467,324
		ふるさと納税推進事業費	令和8年度	必要とする当該年度の予算で措置する額
		公営住宅等建設費	令和8年度	4,670
		港湾計画推進費	令和8年度	18,000

第4表 地 方 債 補 正

区 分	起 債 の 目 的	限 度 額		
		補 正 前	補 正 額	補 正 後
変 更	津 波 一 時 避 難 場 所 整 備 事 業 費	千円 229,700	千円 1,500	千円 231,200
	計	8,200,700	1,500	8,202,200

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総 括

(歳 入)

款	補 正 前 の 額	千円	補 正 額	千円	計	
					千円	千円
13 分 担 金 及 び 負 担 金		638,196		392		638,588
15 国 庫 支 出 金		24,169,867		4,559		24,174,426
16 道 支 出 金		6,722,454		3,618		6,726,072
18 寄 附 金		2,763,551		2,655		2,766,206
19 繰 入 金		5,978,319		314,243		6,292,562
22 市 債		8,200,700		1,500		8,202,200
歳 入 合 計		109,616,997		326,967		109,943,964

(歳 出)

款	補正前の額	千円	補 正 額	千円	補 正 額 の 財 源 内 訳			
					特 定 財 源			一般財源
					国道支出金	市 債	そ の 他	
2 総 务 費	11,600,417	7,693	11,608,110		5,505	1,500	392	296
3 民 生 費	36,492,587	2,155	36,494,742		0	0	2,155	0
4 衛 生 費	4,323,047	5,358	4,328,405		2,672	0	1,760	926
6 農林水産業費	1,313,492	6,422	1,319,914		0	0	0	6,422
7 商 工 費	4,020,933	108,128	4,129,061		0	0	500	107,628
12 災 害 復 旧 費	343,004	196,289	539,293		0	0	0	196,289
14 諸 支 出 金	10,563,609	922	10,564,531		0	0	0	922
歳 出 合 計	109,616,997	326,967	109,943,964		8,177	1,500	4,807	312,483

2. 歲入

(単位：千円)

款項項目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
13 分担金及び負担金	638,196	392	638,588			
2 負担金	605,559	392	605,951			
1 総務費負担金	82,567	392	82,959	1 総務管理費負担金	392	消費生活相談等事務受託事業負担金 392

(単位：千円)

款項項目	補正前の額	補正額	計	区分		金額	説明
				節	分		
15 国庫支出金	24,169,867	4,559	24,174,426				
2 国庫補助金	4,791,497	3,472	4,794,969				
1 総務費補助金	1,200,760	3,472	1,204,232	1	総務管理費補助金	3,472	津波一時避難場所整備事業費(率2／3) 3,472
3 国庫委託金	47,292	1,087	48,379				
1 総務費委託金	548	1,087	1,635	1	総務管理費委託金	1,087	中長期在留者住居地届出等事務費 1,087

(単位：千円)

款項項目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
16道支出金	6,722,454	3,618	6,726,072			
2道補助金	1,033,615	3,618	1,037,233			
1総務費補助金	39,825	946	40,771	1 総務管理費補助金		946 消費者行政活性化事業費（率10／10）
3衛生費補助金	18,395	2,672	21,067	1 保健衛生費補助金		2,672 自然環境保全推進費（率3／4）
						2,672

(単位：千円)

款項目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
18 寄附金	2,763,551	2,655	2,766,206			
1 寄附金	2,763,551	2,655	2,766,206			
3 商工費寄附金	9,100	500	9,600	1 商工費寄附金		500 網光振興イベント推進費
6 民生費寄附金	400	2,155	2,555	1 社会福祉費寄附金		2,155 福祉基金積立金
						2,155

(単位：千円)

款項目	補正前の額	補正額	計	区分		金額	説明
				区	分		
19 繰入金	5,978,319	314,243	6,292,562				
2 基金繰入金	5,960,479	314,243	6,274,722				
1 財政調整基金繰入金	5,364,353	312,483	5,676,836	1	財政調整基金 繰入金	312,483	財政調整基金繰入金
2 公共施設整備等基金繰入金	230,504	1,760	232,264	1	公共施設整備 等基金繰入金	1,760	公共施設整備等基金繰入金
							1,760

(単位：千円)

3. 歳出

(単位 : 千円)

款項	目	補正前の額	補正額	計		財源内訳	区分	金額	説明
				区	分				
2 総務費	11,600,417	7,693	11,608,110	特定財源	7,397				
1 総務管理費	11,239,256	7,693	11,246,949	一般財源	296				
1 一般管理費	4,089,598	5,299	4,094,807	特定財源	7,397				
				[内訳]					
				国庫支出金					
				3,472					
				市債					
				1,500					
				一般財源	237				
3 戸籍住民基本台帳費	221,449	1,087	222,536	特定財源	1,087	17 備品購入費		1,087	戸籍住民基本台帳関係及び窓口業務費
7 市民活動費	244,073	1,397	245,470	特定財源	1,087				
				[内訳]					
				国庫支出金					
				1,087					
				内訳					
				分担金及び負担金					
				道支出金					
				一般財源					
				59					

(単位 : 千円)

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	財 源 内 訳	節		説 明
					区 分	金 額	
3 民生費	36,492,587	2,155	36,494,742	特定財源	2,155		
1 社会福祉費	8,537,245	2,155	8,539,400	特定財源	2,155		
1 総務費	422,921	2,155	425,076	特定財源	2,155	24 積立金	2,155 福祉基金積立金 2,155
				[内訳] 寄附金			
					2,155		

(単位 : 千円)

款項	目	補正前の額	補正額	計	財源	内訳	節		説明
							区分	金額	
4 衛生費		4,323,047	5,358	4,328,405	特定財源 一般財源	4,432 926			
1 保健衛生費		1,848,672	3,598	1,852,270	特定財源 一般財源	2,672 926			
3 環境保全費		74,109	3,598	77,707	特定財源	2,672	10 需用費 11 役務費 12 委託料 17 備品購入費	2,494 65 450 589	自然環境保全推進費 3,598
					[内訳] 道支出金	2,672			
					一般財源	926			
2 清掃費		2,474,375	1,760	2,476,135	特定財源	1,760			
2 ごみ処理費		1,322,485	1,760	1,324,245	特定財源	1,760	14 工事請負費 [内訳] 繰入金	1,760	ごみ処理費 ごみ最終処分場維持管理費 1,760

(単位 : 千円)

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	財 源 内 訳	節		説 明
					区 分	金 額	
6 農林水産業費	1,313,492	6,422	1,319,914	一般財源	6,422		
3 水産業費	120,648	6,422	127,070	一般財源	6,422		
2 振興費	92,258	6,422	98,680	一般財源	6,422	18 負担金補助 及び交付金	6,422 赤潮対策支援事業費 6,422

(単位 : 千円)

款項	目	補正前の額	補正額	計	財源内訳	節		説明
						区分	金額	
7 商工費		4,020,933	108,128	4,129,061	特定財源 一般財源	500 107,628		
1 商工費		4,020,933	108,128	4,129,061	特定財源 一般財源	500 107,628		
2 工業振興費		225,384	106,000	331,384	一般財源	106,000	18 負担金補助 及び交付金	106,000 企業立地促進条例補助金 106,000
3 觀光費		799,432	2,128	801,560	特定財源 [内訳] 寄附金	500 18 負担金補助 及び交付金	1,628 駅光振興イベント推進費 500 湿原展望台管理運営費	500 1,628
					一般財源	500 1,628		

(単位 : 千円)

款項	目	補正前の額	補正額	計	財源	内訳	節		説明
							区分	金額	
12 災害復旧費		343,004	196,289	539,293	一般財源	196,289			
1 農林水産業施設 災害復旧費		122,400	4,917	127,317	一般財源	4,917			
1 林業施設災害復 旧費		97,250	4,917	102,167	一般財源	4,917	14 工事請負費	4,917	林業施設災害復旧費 4,917
2 土木施設災害復 旧費		217,470	191,372	408,842	一般財源	191,372			
1 道路橋梁災害復 旧費		158,225	122,562	280,787	一般財源	122,562	3 職員手当等 10 需用費 14 工事請負費	2,250 2,812 117,500	道路橋梁災害復旧費 122,562
2 河川災害復旧費		59,245	68,810	128,055	一般財源	68,810	10 需用費 14 工事請負費	810 68,000	河川災害復旧費 68,810

(単位 : 千円)

款項	目	補正前の額	補 正 額	計	財 源 内 訳	節		説 明
						区 分	金 額	
14 諸支出金		10,563,609	922	10,564,531	一般財源	922		
1 特別会計繰出金		10,563,609	922	10,564,531	一般財源	922		
1 特別会計繰出金		10,563,609	922	10,564,531	一般財源	922	27 繰出金	922 特別会計繰出金 介護保険
歳 出 合 計		109,616,997	326,967	109,943,964	特定財源 一般財源	14,484 312,483		

繰越明許費に関する事項補正

12款 災害復旧費

1項 農林水産業施設災害復旧費

1目 林業施設災害復旧費

事業名	関係予算		繰越金額		繰り越しの事由
	節	金額	補正前	補正後	
林業施設 災害復旧事業	12 委託料	5,350	0	0	年度内完了が不確実であることから繰越事業として実施する。
	14 工事請負費	95,817	80,700	85,617	
	15 原材料費	1,000	0	0	
	計	102,167	80,700	85,617	
財源内訳	一般財源	102,167	80,700	85,617	

繰越明許費に関する事項補正

12款 災害復旧費

2項 土木施設災害復旧費

2目 河川災害復旧費

事業名	関係予算		繰越金額		繰り越しの事由
	節	金額	補正前	補正後	
河川災害復旧事業	10 需用費	810	0	810	年度内完了が不確実であることから繰越事業として実施する。
	12 委託料	30,300	0	0	
	14 工事請負費	96,945	26,945	94,945	
	計	128,055	26,945	95,755	
財源内訳	一般財源	128,055	26,945	95,755	

繰越明許費に関する事項

2款 総務費

1項 総務管理費

1目 一般管理費

事業名	関係予算		繰越金額 千円	繰り越しの事由
	節	金額		
津波一時避難場所整備事業	11 役務費	60	0	国の繰越承認事業として実施する。
	12 委託料	19,587	5,209	
	14 工事請負費	735,321	0	
	18 負担金補助及び交付金	149	0	
	21 補償補填及び賠償金	605	0	
	計	755,722	5,209	
財源内訳	国庫補助金	502,638	3,472	
	道補助金	16,462	0	
	市債	231,200	1,500	
	一般財源	5,422	237	

繰越明許費に関する事項

4款 衛 生 費

2項 清 掃 費

2目 ごみ処理費

事業名	関係予算		繰越金額 千円	繰り越しの事由
	節	金額 千円		
ごみ処理事業 〔ごみ最終処分場維持管理事業〕	3 職員手当等	59	0	年度内完了が不確定であることから繰越事業として実施する。
	10 需用費	70,139	0	
	11 役務費	487	0	
	12 委託料	109,229	0	
	14 工事請負費	6,347	6,347	
	15 原材料費	2,576	0	
計		188,837	6,347	
財源内訳	使用料	578	0	
	手数料	52,044	0	
	基金繰入金	8,873	6,347	
	雑入	12,281	0	
	一般財源	115,061	0	

繰越明許費に関する事項

7款 商 工 費

1項 商 工 費

3目 観 光 費

事 業 名	関 係 予 算		繰 越 金 額	繰り越しの事由
	節	金 額		
湿原展望台管理運営事業	10 需 用 費	6,776	4,620	年度内完了が不確定であることから繰越事業として実施する。
	11 役 務 費	33	0	
	12 委 託 料	32,843	0	
	15 原 材 料 費	300	0	
	18 負 担 金 補 助 及 び 交 付 金	365	0	
	計	40,317	4,620	
財 源 内 訳	使 用 料	32,786	0	
	基 金 繰 入 金	2,511	0	
	雜 入	145	0	
	一 般 財 源	4,875	4,620	

繰越明許費に関する事項

12款 災害復旧費

2項 土木施設災害復旧費

1目 道路橋梁災害復旧費

事業名	関係予算		繰越金額 千円	繰り越しの事由
	節	金額		
道路橋梁災害復旧事業	3 職員手当等	2,250	2,250	年度内完了が不確定であることから繰越事業として実施する。
	10 需用費	2,812	2,812	
	12 委託料	22,700	0	
	14 工事請負費	252,025	205,670	
	15 原材料費	1,000	0	
	計	280,787	210,732	
財源内訳	一般財源	280,787	210,732	

債務負担行為に関する調書補正

区分	事項	限 度 額		負 担 額		当該年度支出予定額 前までの支出見込額 千円	左の財源内訳 一般財源 千円	翌年度以降の支出予定額 一般財源 千円	左の財源内訳 一般財源 千円
		期 間	金額 千円	期 間	金額 千円				
補正前	法人立賃補助所等金 整備費	130,232	130,232	令8	-	-	-	130,232	国庫補助金 89,534
変更	追加	171,429	171,429					171,429	国庫補助金 117,857
	施設清掃業務委託費	9,801	9,801	令8	9,801	-	-	9,801	市債 32,500
	例規類集編さん費	8,250	8,250	令8～令12	8,250	-	-	8,250	計 122,034
	自治体情報システム費 標準化事業費	467,324	467,324	令8～令9	467,324	-	-	467,324	国庫補助金 462,484
	ふるさと納税事業 推進費	必要とする当該年度の予算 で措置する額 令8	必要とする当該年度の予算 で措置する額 令8	必要とする当該年度の予算 で措置する額 令8	必要とする当該年度の予算 で措置する額 令8	-	-	-	必要とする当該年度の予算 で措置する額 0

区分	事項	限度額		負担額		前年までの支出見込額 千円	当該年度支出予定額 千円	左の財源内訳	翌年度以降の支出予定額 千円
		期間	金額	期間	金額				
追加	公営住宅等建設費	令8	4,670	令8	4,670	-	-	-	2,334
	港湾計画推進費	令8	18,000	令8	18,000	-	-	-	36
補正前	合計	23,317,143	-	23,098,729	元金 9,131,951 割増金 110,496 計 23,647,971	元金 6,074,998 割増金 3,665 計 6,078,663	7,891,780 4,487,996	5,625,437 2,266,343	
補正後		23,866,385	-	9,242,447			8,441,022	6,131,178	2,309,844

正補書細明費与給

2 一般職括

区 分	職 員 数 (人)	給 給			費 費			共 済 費 (千円)	合 計 (千円)	備 考
		報 酬 (千円)	給 料 (千円)	職 員 手 当 等 (千円)	職 員 手 当 等 (千円)	職 員 手 当 等 (千円)	計 (千円)			
補 正 後	(8) 1,500	1,323,617	5,955,775	4,862,691	12,142,033		2,231,786		14,373,869	
補 正 前	(8) 1,500	1,323,617	5,955,775	4,860,441	12,139,833		2,231,786		14,371,619	
比 較	(0) 0	0	0	2,250	2,250		0	2,250		

※()は短時間勤務職員及びパートタイム会計年度用職員について外数で記載している。

区 分	扶 養 手 当 (千円)	見 重 手 当 (千円)	理 職 手 当 (千円)	寒 冷 地 手 当 (千円)	當 期 未 手 当 (千円)	勤 勉 手 当 (千円)	通 勤 手 当 (千円)	居 住 手 当 (千円)	手 当 (千円)	當 期 未 手 当 (千円)
補 正 後	153,132	119,790	238,700	139,283	1,470,085		1,360,683		141,564	
補 正 前	153,132	119,790	238,700	139,283	1,470,085		1,360,683		141,564	
職 員 手 当 比 較	0	0	0	0	0		0	0	0	0
職 員 手 当 訳 内 等 の 比 較	教 員 特 別 手 当 特 殊 勤 務 手 当 超 過 勤 務 手 当 夜 動 休 日 給 付	4,800	53,125	206,038	2,064	當 直 手 給 付	單 身 住 任 手 給 付	退 職 手 給 付	當 住 合 計	4,832,691
補 正 後	4,800	53,125	203,788	2,064	—	—	9,600	809,355		
補 正 前	4,800	53,125	203,788	2,064	—	—	9,600	809,355	4,860,441	
比 較	0	0	2,250	0	—	—	0	0	2,250	

※管理職手当には管理職員特別勤務手当を含む。

ア 会計年度用職員以外の職員

区 分	職 員 数 (人)	給 給			費 費			共 済 費 (千円)	合 計 (千円)	備 考
		報 酬 (千円)	給 料 (千円)	職 員 手 当 等 (千円)	職 員 手 当 等 (千円)	職 員 手 当 等 (千円)	計 (千円)			
補 正 後	(4) 1,434	—	5,455,096	4,193,154	9,648,250		1,802,804		11,451,054	
補 正 前	(4) 1,434	—	5,455,096	4,190,904	9,646,000		1,802,804		11,448,804	
比 較	(0) 0	—	0	2,250	2,250		0	2,250		

※()は短時間勤務職員について外数で記載している。

職員手当の内訳	区分	扶養手当		児童手当		管理職手当		寒冷地手当		期末手当		当勤勉手当		通勤手当		居住手当	
		手当額(千円)	手当率(千円)	手当額(千円)	手当率(千円)	手当額(千円)	手当率(千円)	手当額(千円)	手当率(千円)	手当額(千円)	手当率(千円)	手当額(千円)	手当率(千円)	手当額(千円)	手当率(千円)	手当額(千円)	手当率(千円)
補 正 後	153,132	119,250	238,700	139,283	1,135,672	1,079,636	118,024	154,472									
補 正 前	153,132	119,250	238,700	139,283	1,135,672	1,079,636	118,024	154,472									
比 較	0	0	0	0	0	0	0	0									0
教員特別手当	特殊勤務手当	超過勤務手当	夜勤休日給	当直手当	單身赴任手当	退職手当	合計										
補 正 後	4,800	52,561	187,460	2,064	—	9,600	798,500	4,193,154									
補 正 前	4,800	52,561	185,210	2,064	—	9,600	798,500	4,190,904									
比 較	0	0	2,250	0	—	0	0	2,250									

※管理職手当には管理職員特別勤務手当を含む。

(2) 部門及び給料並びに職員手当等の増減額の明細

職員手当等	区分	増減額(千円)		増減事由別内訳(千円)		説明(千円)		備考	
		増額	減額	由	別	内	説	明	(千円)
		2,250	2	その他の増減分		2,250			

議案第117号

令和7年度釧路市国民健康保険特別会計補正予算

令和7年度釧路市の国民健康保険特別会計補正予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ10,742千円を追加し、歳入歳出それぞれ15,527,730千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和7年12月4日提出

釧路市長 鶴間秀典

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額 千円	補正額 千円	計 千円
1 国民健康保険収入	2 国庫支出金	15,516,988	10,742	15,527,730
		15,470	10,742	26,212
歳 入 合 計		15,516,988	10,742	15,527,730

歳 出

款	項	補正前の額 千円	補正額 千円	計 千円
1 国民健康保険費	1 総務費	15,516,988	10,742	15,527,730
		280,526	10,742	291,268
歳 出 合 計		15,516,988	10,742	15,527,730

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総 括

(歳 入)

項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
	千円	千円	千円
2 国 庫 支 出 金	15,470	10,742	26,212
歳 入 合 計	15,516,988	10,742	15,527,730

(歳 出)

項	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				国道支出金	市 債	そ の 他	一般財源
1 総 务 費	千円 280,526	千円 10,742	千円 291,268	千円 10,742	千円 0	千円 0	千円 0
歳 出 合 計	15,516,988	10,742	15,527,730	10,742	0	0	0

2. 歲入

(単位：千円)

款項項目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 国民健康保険収入	15,516,988	10,742	15,527,730			
2 国庫支出金	15,470	10,742	26,212			
1 国庫補助金	15,470	10,742	26,212	1 国民健康保険 事業補助金	10,742	国民健康保険システム改修事業費(率10/10)
						10,742
歳入合計	15,516,988	10,742	15,527,730			

3. 歳出

(単位 : 千円)

款項	目	補正前の額	補正額	計	財源	内訳	節		説明
							区分	金額	
1 国民健康保険費	1 国民健康保険費	15,516,988	10,742	15,527,730	特定財源	10,742			
	1 総務費	280,526	10,742	291,268	特定財源	10,742			
2 税課徴収費	74,610	10,742	85,352	特定財源	10,742	委託料	10,742	国民健康保険システム改修事業費	10,742
				[内訳]					
				国庫支出金					
				10,742					
歳出合計	15,516,988	10,742	15,527,730	特定財源	10,742				

議案第118号

令和7年度釧路市介護保険特別会計補正予算

令和7年度釧路市の介護保険特別会計補正予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 保険事業勘定歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,844千円を追加し、歳入歳出それぞれ18,496,690千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和7年12月4日提出

釧路市長 鶴間秀典

第1表 歳入歳出予算補正

(保険事業勘定)

歳 入

款	項	補正前の額 千円	補正額 千円	計 千円
1 介護保険収入	2 国庫支出金	18,494,846	1,844	18,496,690
	6 繰入金	4,452,210	922	4,453,132
		3,560,037	922	3,560,959
歳入合計		18,494,846	1,844	18,496,690

歳 出

款	項	補正前の額 千円	補正額 千円	計 千円
1 介護保険費	1 総務費	18,494,846	1,844	18,496,690
		497,052	1,844	498,896
歳出合計		18,494,846	1,844	18,496,690

歳入歳出補正予算事項別明細書

(保険事業勘定)

1 総 括

(歳 入)

項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
	千円	千円	千円
2 国 庫 支 出 金	4,452,210	922	4,453,132
6 繰 入 金	3,560,037	922	3,560,959
歳 入 合 計	18,494,846	1,844	18,496,690

(歳 出)

項	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				国道支出金	市 債	そ の 他	一般財源
1 総 务 費	千円 497,052	千円 1,844	千円 498,896	千円 922	千円 0	千円 0	千円 922
歳 出 合 計	18,494,846	1,844	18,496,690	922	0	0	922

2. 級入

(単位：千円)

款項目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 介護保険収入	18,494,846	1,844	18,496,690			
2 国庫支出金	4,452,210	922	4,453,132			
2 国庫補助金	1,386,285	922	1,387,207	5 介護保険事業 補助金		922 介護保険システム改修事業費(率1/2)
6 繰入金	3,560,037	922	3,560,959			
1 一般会計繰入金	2,955,538	922	2,956,460	1 一般会計繰入 金		922 一般会計繰入金
歳入合計	18,494,846	1,844	18,496,690			

3. 歳出

(単位 : 千円)

款項	目	補正前の額	補正額	計	財源内訳	節		説明
						区分	金額	
1 介護保険費		18,494,846	1,844	18,496,690	特定財源 一般財源	922 922		
1 総務費		497,052	1,844	498,896	特定財源 一般財源	922 922		
1 事務費		487,809	1,844	489,653	特定財源	922	委託料	1,844 介護保険システム改修事業費 1,844
					[内訳] 国庫支出金			
					一般財源	922		
						922		
歳出合計		18,494,846	1,844	18,496,690	特定財源 一般財源	922 922		

議案第119号

令和7年度釧路市動物園事業特別会計補正予算

令和7年度釧路市の動物園事業特別会計補正予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 岁入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,758千円を追加し、
歳入歳出それぞれ457,125千円とする。

2 岁入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の
歳入歳出予算の金額は、「第1表 岁入歳出予算補正」による。

令和7年12月4日提出

釧路市長 鶴間秀典

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額 千円	補正額 千円	計 千円
1 動物園事業収入	4 寄附金	454,367 1,726	2,758 2,758	457,125 4,484
歳入合計		454,367	2,758	457,125

歳 出

款	項	補正前の額 千円	補正額 千円	計 千円
1 動物園事業費	1 事業費	454,367 430,477	2,758 2,758	457,125 433,235
歳出合計		454,367	2,758	457,125

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総 括

(歳 入)

項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
	千円	千円	千円
4 寄 附 金	1,726	2,758	4,484
歳 入 合 計	454,367	2,758	457,125

(歳 出)

項	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				国道支出金	市 債	そ の 他	一般財源
1 事 業 費	千円 430,477	千円 2,758	千円 433,235	千円 0	千円 0	千円 2,758	千円 0
歳 出 合 計	454,367	2,758	457,125	0	0	2,758	0

2. 歲入

(単位：千円)

3. 歳出

(単位 : 千円)

款項	目	補正前の額	補正額	計	財源	内訳	節		説明
							区分	金額	
1 動物園事業費	1 事業費	454,367	2,758	457,125	特定財源	2,758			
		430,477	2,758	433,235	特定財源	2,758			
1 管理費		430,477	2,758	433,235	特定財源	2,758	24 積立金	2,758	動物園整備基金積立金 2,758
					[内訳] 寄附金				
							2,758		
歳出合計		454,367	2,758	457,125	特定財源	2,758			

議案第120号

令和7年度釧路市病院事業会計補正予算

(総則)

第1条 令和7年度釧路市病院事業会計の補正予算は、次に定めるところによる。

(収益的収入及び支出)

第2条 令和7年度釧路市病院事業会計予算（以下「予算」という。）第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を、次のとおり補正する。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
收			入
第1款 病院事業収益	20,932,104千円	160,903千円	21,093,007千円
第4項 特別利益	120,001千円	160,903千円	280,904千円
支			出
第1款 病院事業費用	21,886,613千円	128,561千円	22,015,174千円
第1項 医業費用	21,240,391千円	28,941千円	21,269,332千円
第2項 医業外費用	339,886千円	△39千円	339,847千円
第4項 特別損失	187,855千円	99,659千円	287,514千円

第3条 予算第11条を第12条とし、第6条から第10条までを1条ずつ繰り下げ、第5条の次に次の1条を加える。

(債務負担行為)

第6条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
高等看護学院清掃業務委託費	令和8年度から 令和10年度まで	6,215千円
医療機械等整備費	令和8年度から 令和9年度まで	450,000千円

(重要な資産の取得)

第4条 予算第12条に定めた重要な資産の取得を、次のとおり改める。

区分	種類	名称	数量
追加	医療機械	磁気共鳴断層撮影装置 厨房用プレハブ冷凍冷蔵庫	1式 1式

令和7年12月4日提出

釧路市長 鶴間秀典

令和7年度 鋏路市病院事業会計補正予算実施計画

収益的収入及び支出

取 入

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計	備考
1 病院事業収	4 特別利益		20,932,104	160,903	21,093,007	
		3 その他特別利益	120,001	160,903	280,904	
		0	0	160,903	160,903	その他特別利益

支 出

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計	備考
1 病院事業費	1 医業費用		21,886,613	128,561	22,015,174	
	3 憎費		21,240,391	28,941	21,269,332	
2 医業外費用		4,057,886	28,941	4,086,827	委託料	28,941
	5 消費税及び地方消費税	339,886	△ 39	339,847		
		8,900	△ 39	8,861	消費税及び地方消費税	△ 39
4 特別損失		187,855	99,659	287,514		
	3 その他特別損失	34,854	99,659	134,513	その他特別損失	99,659

令和7年度鉄路市病院事業予定キャッシュ・フロー一計算書補正

(令和7年4月1日から令和8年3月31日まで)

(開帳法により作成)

(単位 千円)

1 業務活動によるキャッシュ・フロー		△ 816,722
当年度純利益(△は損失)		△ 930,389
減価償却費		1,206,843
固定資産除却費		134,513
有形固定資産売却損益(△は益)		1
退職給付引当金の増減額(△は減少)		△ 14,183
貸倒引当金の増減額(△は減少)		△ 1,500
長期前受金戻入額		△ 210,087
資本費繰入収益		△ 127,455
修学資金給与費		37,908
長期前払消費税の増減額(△は増加)		△ 529,914
受取利息及び受取配当金		△ 53
支払利息		159,707
未収金の増減額(△は増加)		△ 1,582
貯蔵品の増減額(△は増加)		1,000
前払金の増減額(△は増加)		1,030
未払金の増減額(△は減少)		△ 225,139
未払費用の増減額(△は減少)		△ 1,430
預り金の増減額(△は減少)		4,565
その他流動負債の増減額(△は減少)		△ 160,903
小計		△ 657,068
利息及び配当金の受取額		53
利息の支払額		△ 159,707
業務活動によるキャッシュ・フロー		
2 投資活動によるキャッシュ・フロー		
有形固定資産の取得による支出		△ 6,599,079
有形固定資産の売却による収入		1
国庫補助金等の返還による支出		△ 300
一般会計又は他の特別会計からの繰入金による収入		127,455
修学資金の貸付による支出		△ 61,176
修学資金の返還による収入		9,180
基金の積立による支出		△ 51
投資活動による支出		
		△ 6,523,970

3 財務活動によるキャッシュ・フロー	
一時借入れによる収入	4,500,000
一時借入金の返済による支出	△ 4,500,000
建設改良費等の財源に充てるための企業債による収入	7,258,800
建設改良費等の財源に充てるための企業債の償還による支出	△ 1,201,774
寄附金による収入	1
	<hr/>
財務活動によるキャッシュ・フロー	6,057,027
4 資金減少額	1,283,665
5 資金期首残高	4,608,681
6 資金期末残高	<u><u>3,325,016</u></u>

正 準 書 調 動 す る 関 に 為 行 担 負 務 債

区分	事項	限度額	負担額	前年支生義込	當該年度末まで務額	當該年度私義務額予定額	左の財源内訳			翌年度以降の債務額			左の財源内訳					
							期間	金額	企業債	道補助金	高等看護益	医療院収益	期間	金額	企業債	道補助金	高等看護益	医療院収益
追加	高等看護院業務委託費	千円 6,215	千円 —	千円 —	千円 —	千円 —	千円 —	千円 —	千円 —	千円 —	千円 —	千円 —	千円 —	千円 6,215	千円 0	千円 0	千円 6,215	千円 0
	機械費	450,000	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	450,000	450,000	0	0	0
	医療整備	4,849,533	4,609,538	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	1,792,788	0	0	0	0
補正前	計	1,693,987	1,383,019	0	328,491	2,070	1,052,458	—	—	—	—	—	—	985,260	985,260	0	0	0
補正後		5,305,748	5,065,753											2,249,003	450,000	6,215	807,528	

正表对照貸定借予業事院市路鉗度7年令

(令和8年3月31日)

(单位 千円)

注記

- I 1 重要な会計方針
- 貯蔵品 先入先出法による原価法
 - 固定資産の減価償却の方法
 - (1) 有形固定資産(リース資産を除く。)
 - ・減価償却の方法
 - 定額法による。
 - ・主な耐用年数

建物	10~47年
構築物	10~50年
器械備品	4~10年
車両	6年
 - (2) リース資産
 - ・所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産
自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法を採用している。
 - ・所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法による。
 - 引当金の計上方法
 - (1) 貸倒引当金
債権の不済欠損による損失に備えるため、当事業年度末における回収不能見込み額を計上している。
 - (2) 退職給付引当金
職員の退職手当の支給に備えたため、当事業年度末における退職手当の要支給額に相当する金額を計上している。高等看護学院については、一般会計がその全部を負担することとなる。
 - (3) 対応引当金
職員の期末・勤勉手当の支給に備えるため、当事業年度末における支給見込額に基づき、当事業年度の負担に属する額を計上している。高等看護学院については、一般会計がその全部を負担することとなる。
 - 法定福利費引当金
 - 職員の期末・勤勉手当に係る法定福利費の支出に備えるため、当事業年度末における支出見込額に基づき、当事業年度の負担に属する額を計上している。高等看護学院については、一般会計がその全部を負担することとなる。
 - 消費税等の会計処理
消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっている。なお、控除対象外消費税率等については、当事業年度の費用として処理している。ただし、固定資産に係る控除対象外消費税等については、長期前払消費税勘定に計上し、償却を行っている。
- II 予定貸借対照表等関連
- 企業債の償還に係る他会計の負担
賃借対照表に計上している企業債(当事業年度の末日の翌日から起算して1年以内に償還予定のものも含む。)のうち、「病院事業に対する繰出基準」に基づき、一般会計が負担すると見込まれる額は8,012,133千円である。

III セグメント情報の開示

- 1 報告セグメントの概要
釧路市病院事業会計は、市立釧路総合病院及び高等看護学院を運営していることから、この2つを報告セグメントとしている。
- なお、各報告セグメントに属する事業の内容は以下のとおりである。

事業区分	事業の内容		(単位 千円)
	市立釧路総合病院	高等看護学院	
1 報告セグメントとの営業収益等			
2 前年度(自 令和6年4月1日 至 令和7年3月31日)			
医業収益	16,746,258	0	16,746,258
医業費用	18,881,473	0	18,881,473
医業損益	△ 2,135,215	0	△ 2,135,215
経常損益	△ 1,295,380	1,249	△ 1,294,131
セグメント資産	19,963,118	0	19,963,118
セグメント負債	17,314,904	0	17,314,904
その他の項目			
他会計繰入金	1,480,000	69,908	1,549,908
減価償却費	1,171,756	0	1,171,756
特別利益	77,089	0	77,089
特別損失	145,208	0	145,208
有形固定資産及び 無形固定資産の増加額	786,917	0	786,917

事業区分	事業の内容		(単位 千円)
	市立釧路総合病院	高等看護学院	
セグメント資産	24,482,279	0	24,482,279
セグメント負債	22,764,453	0	22,764,453
その他の項目			
他会計繰入金	1,360,493	74,883	1,435,376
減価償却費	1,206,843	0	1,206,843
特別利益	280,904	0	280,904
特別損失	287,514	0	287,514
有形固定資産及び 無形固定資産の増加額	5,301,721	0	5,301,721

IV その他

- 1 貸倒引当金の取り崩し
当事業年度において、不納欠損処分をするため貸倒引当金7,500千円を取り崩す。
- 2 退職給付引当金の取り崩し
当事業年度において、退職手当を支給するため退職給付引当金327,466千円を取り崩す。
- 3 賞与引当金、法定福利費引当金の取り崩し
当事業年度において、期末・勤勉手当を支給するため賞与引当金529,399千円を取り崩す。
- これに係る法定福利費引当金102,228千円を取り崩す。

議案第121号

釧路市の議会の議員及び長の選挙における選挙運動の公費負担 に関する条例の一部を改正する条例

釧路市の議会の議員及び長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例（平成17年釧路市条例第11号）の一部を次のように改正する。

第8条中「7円73銭」を「8円38銭」に改める。

第11条中「541円31銭」を「586円88銭」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の釧路市の議会の議員及び長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後その期日を告示される選挙について適用し、施行日の前日までにその期日を告示された選挙については、なお従前の例による。

令和7年12月4日提出

釧路市長 鶴間秀典

（説明）

公職選挙法施行令の一部改正に伴い、選挙運動のためのビラ及びポスターの作成に係る公費負担の限度額を引き上げたく、本案を提出するものである。

釧路市職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例

釧路市職員等の旅費に関する条例（平成17年釧路市条例第66号）の一部を次のように改正する。

目次及び第1章の章名を削る。

第2条第1号中「勤務場所」の次に「（任命権者又はその委任を受けた者（以下「旅行命令権者」という。）が認める場合には、その住所、居所その他旅行命令権者が認める場所）」を加え、「住居」を「住所又は居所」に改め、同条第2号中「された職員」の次に「（本市の要請により職員となった者その他市長が特に必要と認める者に限る。）」を加え、「住居から」を「住所若しくは居所から」に改め、同条第3号中「根拠地」を「根拠」に改め、同条第4号中「扶養親族」を「家族　内国旅行（本邦（本州、北海道、四国、九州及びこれらに附属する島の存する領域をいう。以下同じ。）における旅行をいう。以下同じ。）にあっては」に、「主として職員の収入によつて生計を維持している者」を「職員と生計を一にするものをいい、外国旅行（本邦と外国（本邦以外の領域（公海を含む。）をいう。以下同じ。）との間における旅行及び外国における旅行をいう。以下同じ。）にあっては職員の配偶者及び子で職員と生計を一にするもの」に改め、同条に次の1号を加える。

（6）旅行役務提供者　旅行業者（旅行業法（昭和27年法律第239号）

第6条の4第1項に規定する旅行業者をいう。）その他の規則で定める者（以下この号において「旅行業者等」という。）であつて、市と旅行役務提供契約（旅行業者等が市に対して旅行に係る役務その他の規則で定めるものを旅行者に提供することを約し、かつ、市が当該旅行業者等に対して当該旅行に係る旅費に相当する金額を支払うことを約する契約をいう。以下同じ。）を締結したものをいう。

第3条第3項中「出張し、又は赴任のため」を「出張又は赴任のため」に改め、同条第4項中「勤続2年以上の」を削り、同条第5項中「市の機関の依頼に応じ、公務の遂行を補助するため旅行」を「出張」に改め、同条に次の3項を加える。

6 前各項の規定により旅費の支給を受けることができる者が、出張命令若しくは出張依頼の変更（取消しを含む。）を受け、又は死亡した場合その他規則で定める場合には、当該旅行のため既に支出した金額のうちその者の損失となる金額又は支出を要する金額で規則で定めるものを旅費として支給することができる。

7 前各項の規定により旅費の支給を受けることができる者が、旅行中天災その他規則で定める事情により概算払を受けた旅費額（概算払を受けなかった場合には、概算払を受けることができた旅費額に相当する金額）の全部又は一部を喪失した場合には、その喪失した旅費額の範囲内で規則で定める金額を旅費として支給することができる。

8 第1項から第6項までに規定する場合において、市が旅行役務提供契約に基づき旅行役務提供者に支払うべき金額があるときは、これらの項に規定する者に対する旅費の支給に代えて、当該旅行役務提供者に対し、当該金額を旅費に相当するものとして支払うことができる。

第4条の前の見出しを削り、同条に見出しとして「（旅費の計算）」を付する。

第5条から第7条までを次のように改める。

第5条から第7条まで 削除

第2章の章名を削る。

第8条から第10条までを次のように改める。

（旅費の種目）

第8条 旅費の種目は、鉄道賃、船賃、車賃、航空賃、その他の交通費、宿泊費、包括宿泊費、宿泊手当、転居費、着後滞在費、家族移転費及び渡航雑費とする。

(鉄道賃)

第9条 鉄道賃は、鉄道（鉄道事業法（昭和61年法律第92号）第2条第1項に規定する鉄道事業の用に供する鉄道及び軌道法（大正10年法律第76号）第1条第1項に規定する軌道、外国におけるこれらに相当するものその他これらに類するものをいう。以下同じ。）を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用（第2号から第5号までに掲げる費用は、第1号に掲げる運賃に加えて別に支払うものであって、公務のため特に必要とするものに限る。）の額の合計額とする。

- (1) 運賃
- (2) 急行料金
- (3) 寝台料金
- (4) 座席指定料金
- (5) 前各号に掲げる費用に付随する費用

2 前項第1号に掲げる運賃の額の上限は、運賃の等級が区分された鉄道により移動する場合には、最下級の運賃の額とする。

(船賃)

第10条 船賃は、船舶（海上運送法（昭和24年法律第187号）第2条第2項に規定する船舶運航事業の用に供する船舶、外国におけるこれに相当するものその他これらに類するものをいう。以下同じ。）を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用（第2号から第4号までに掲げる費用は、第1号に掲げる運賃に加えて別に支払うものであって、公務のため特に必要とするものに限る。）の額の合計額とする。

- (1) 運賃
- (2) 寝台料金
- (3) 座席指定料金
- (4) 前3号に掲げる費用に付隨する費用

2 前項第1号に掲げる運賃の額の上限は、運賃の等級が区分された船舶により移動する場合には、最下級の運賃の額とする。

第11条第1項本文を次のように改め、同条第3項を削る。

車賃は、公務について自家用自動車（道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第3条に規定する自動車のうち普通自動車、小型自動車及び軽自動車であって、二輪自動車（側車付二輪自動車を含む。）を除くものをいう。以下同じ。）（市長が認めるものに限る。）を利用する移動に要する費用とし、その額は、路程1キロメートルにつき規則で定める定額とする。

第12条から第16条までを次のように改める。

（航空賃）

第12条 航空賃は、航空機（航空法（昭和27年法律第231号）第2条第18項に規定する航空運送事業の用に供する航空機、外国におけるこれに相当するものその他これらに類するものをいう。以下同じ。）を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用（第2号及び第3号に掲げる費用は、第1号に掲げる運賃に加えて別に支払うものであって、公務のため特に必要とするものに限る。）の額の合計額とする。

（1）運賃

（2）座席指定料金

（3）前2号に掲げる費用に付随する費用

2 前項第1号に掲げる運賃の額の上限は、運賃の等級が区分された航空機により移動する場合には、最下級の運賃の額とする。

（その他の交通費）

第13条 その他の交通費は、鉄道、船舶、自家用自動車（第3号に規定するものを除く。）及び航空機以外を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用（第2号から第4号までに掲げる費用は、公務のため特に必要とするものに限る。）の額の合計額とする。

（1）道路運送法（昭和26年法律第183号）第3条第1号イに掲げる一般乗合旅客自動車運送事業（路線を定めて定期に運行する自動車により乗合旅客の運送を行うものに限る。）の用に供する自動車（外国におけ

るこれに相当するものを含む。) を利用する移動に要する運賃

- (2) 道路運送法第3条第1号ハに掲げる一般乗用旅客自動車運送事業の用に供する自動車(外国におけるこれに相当するものを含む。)その他の旅客を運送する交通手段(前号に規定する自動車を除く。)を利用する移動に要する運賃
- (3) 前2号に掲げる運賃以外の費用であつて、道路運送法第80条第1項の許可を受けて業として有償で貸し渡す自家用自動車(外国におけるこれに相当するものを含む。)の賃料その他の移動に直接要する費用
- (4) 前3号に掲げる費用に付随する費用
(宿泊費)

第14条 宿泊費は、旅行中の宿泊に要する費用とし、その額は、国家公務員等の旅費支給規程(昭和25年大蔵省令第45号。以下「財務省令」という。)別表第2に定める旅行先の区分に応じ、同表の職務の級が10級以下の者の欄に定める額(以下「宿泊費基準額」という。)とする。ただし、当該宿泊に係る特別な事情がある場合として規則で定める場合は、当該宿泊に要する費用の額とする。

(包括宿泊費)

第15条 包括宿泊費は、移動及び宿泊に対する一体の対価として支払われる費用とし、その額は、当該移動に係る第9条、第10条、第12条及び第13条の規定による費用の額並びに当該宿泊に係る宿泊費基準額の合計額とする。

(宿泊手当)

第16条 宿泊手当は、宿泊を伴う旅行に必要な諸雑費に充てるための費用とし、その額は、財務省令別表第3に定める1夜当たりの定額とする。

2 宿泊手当の額は、第14条の規定により支給される宿泊費又は前条の規定により支給される包括宿泊費について次の各号に掲げる場合に該当するときは、前項の規定にかかわらず、当該各号に掲げる額とする。

- (1) 朝食又は夕食に係る費用のいずれかに相当するものが含まれる場合

前項で定める定額の 3 分の 2 の額

(2) 朝食及び夕食に係る費用に相当するものが含まれる場合 前項で定める定額の 3 分の 1 の額

3 移動中に宿泊する場合の宿泊手当の額は、前 2 項の規定にかかわらず、その移動の到着地に応じ、財務省令別表第 3 に定める額とする。ただし、当該移動に係り支給される鉄道賃、船賃、航空賃又はその他の交通費（包括宿泊費及び家族移転費のうちこれらに相当するものを含む。）に食費に相当するものが含まれる場合には、当該額の 3 分の 1 の額とする。

4 旅行者が、旅行中自宅（住所又は居所若しくはこれに相当する場所をいう。）に宿泊する場合には、前 3 項の規定にかかわらず、宿泊手当は支給しない。

第 3 章の章名を削る。

第 17 条から第 19 条までを次のように改める。

（転居費）

第 17 条 転居費は、赴任に伴う転居に要する費用（第 19 条第 1 項第 1 号又は第 2 号に規定する場合の家族の転居に要する費用を含む。）とし、その額は、転居の実態を勘案して規則で定める方法により算定される額とする。

（着後滞在費）

第 18 条 着後滞在費は、赴任に伴う転居に必要な滞在に係る費用とし、その額は、内国旅行にあっては 5 夜分を、外国旅行にあっては 10 夜分を限度として、規則で定める夜数に係る宿泊費及び宿泊手当の合計額に相当する額とする。

（家族移転費）

第 19 条 家族移転費は、赴任に伴う家族の移転に要する費用とし、その額は、次に掲げる額とする。

(1) 赴任の際家族（赴任を命ぜられた日において同居している者に限る。以下この号及び次号において同じ。）を職員の新居住地に移転する場合

には、家族1人ごとに、職員がその移転をするものとして算定した鉄道賃、船賃、航空賃、その他の交通費、宿泊費、包括宿泊費、宿泊手当、着後滞在費及び渡航雑費の合計額に相当する額

(2) 前号に規定する場合に該当せず、かつ、赴任を命ぜられた日の翌日から1年以内に家族を職員の居住地（赴任後家族を移転するまでの間に更に赴任があった場合には、当該赴任後における職員の新居住地）に移転する場合には、前号の規定に準じて計算した額

2 旅行命令権者は、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情がある場合には、前項第2号に規定する期間を延長することができる。

3 職員が赴任を命ぜられた日において胎児であった子をその赴任の後移転する場合における家族移転費の計算については、その子を赴任を命ぜられた日における同居の家族とみなして第1項の規定を適用する。

第4章の章名を削る。

第20条から第23条までを次のように改める。

（渡航雑費）

第20条 渡航雑費は、外国旅行に要する雑費とし、その額は、予防接種に係る費用、旅券の交付手数料及び査証手数料、外貨交換手数料並びに入出国税その他外国旅行に必要なものとして規則で定める費用の額とする。

第21条から第23条まで 削除

第5章の章名を削る。

第24条第1項中「第3条第3項」の次に「又は第4項」を加え、「次に掲げる旅費とする」を「出張又は赴任の例に準じて規則で定める」に改め、同項各号を削り、同条第3項を削る。

第25条を次のように改める。

第25条 削除

第26条中「普通旅費及び移転旅費」を「旅費」に改める。

第28条を次のように改める。

（旅費の支給額の上限）

第28条 鉄道賃、船賃、航空賃及びその他の交通費（家族移転費のうちこれらに相当する部分を含む。）に係る旅費の支給額は、第9条第1項各号、第10条第1項各号、第12条第1項各号及び第13条各号に掲げる各費用について、当該各条及び第4条の規定により計算した額と現に支払った額を比較し、当該各費用ごとのいずれか少ない額を合計した額とする。

2 宿泊費、包括宿泊費、転居費、家族移転費（宿泊手当及び着後滞在費に相当する部分を除く。）及び渡航雑費に係る旅費の支給額は、当該各種目について第14条、第15条、第17条、第19条第1項及び第20条並びに第4条の規定により計算した額と現に支払った額を比較し、当該各種目ごとのいずれか少ない額を合計した額とする。

第29条第2項中「別に定める」を「必要と認める」に改める。

第30条を第31条とし、第29条の次に次の1条を加える。

（旅費の返納）

第30条 市長は、旅行者又は旅行役務提供者がこの条例又はこの条例に基づく規則の規定に違反して旅費の支給又は旅費に相当する金額の支払を受けた場合には、当該旅費又は当該金額を返納させなければならない。

2 旅行者がこの条例又はこの条例に基づく規則の規定に違反して旅費の支給を受けた場合には、市長は、前項に規定する返納に代えて、市長がその後においてその者に対し支出し、又は支払う給与又は旅費の額から、当該旅費に相当する金額を差し引くことができる。

3 前項に規定する給与の種類は、規則で定める。

別表第1から別表第3までを削る。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の釧路市職員等の旅費に関する条例の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に出発する旅行から適用し、施行日前

に出発した旅行については、なお従前の例による。

(釧路市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正)

- 3 釧路市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（平成17年釧路市条例第55号）の一部を次のように改正する。

第5条第1項中「支給」の次に「するものとし、その額は、路程1キロメートルにつき37円と」を加え、同項後段を次のように改める。

この場合において、交通費は全路程を通算して計算することとし、通算した路程に1キロメートル未満の端数を生じたときは、これを切り捨てる。

第5条中第3項を削り、第2項を第3項とし、第1項の次に次の1項を加える。

- 2 前項の交通費について、議長等が官用又は公用の交通機関を利用して旅行し、路程の全部又は一部について交通費を必要としない場合には、その必要としない部分の交通費は、これを支給しない。

第5条第4項中「に定めるもののほか、」を「の規定により」に、「一般職の職員に支給する旅費」を「釧路市職員等の旅費に関する条例（平成17年釧路市条例第66号）」に改める。

(釧路市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

- 4 前項の規定による改正後の釧路市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の規定は、施行日以後に出発する旅行から適用し、同日前に出発した旅行については、なお従前の例による。

(釧路市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

- 5 釧路市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（平成17年釧路市条例第56号）の一部を次のように改正する。

第2条第3項中「前2項」を「第1項」に、「及び旅費の額は、」を「の額は」に、「とする」を「とし、第2項の規定により支給する旅費の額

は釧路市職員等の旅費に関する条例（平成17年釧路市条例第66号）の例による」に改め、同条第4項中「特別職の職員（」を「前項の規定にかかわらず、特別職の職員（」に、「の日額旅費を」を「を日額の旅費として」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、公務のため特に必要がある場合で、市長がこの規定によりがたいと認めたときは、旅費として市長が別に定める額を支給するものとする。

別表第1旅費額の欄を削り、同表備考を次のように改める。

備考 職務の特殊性等により第25項の月額報酬額で任用しがたい場合には、釧路市職員の給与に関する条例（平成17年釧路市条例第65号）別表第1又は別表第2に定める給料月額の最高額を超えない範囲内で、市長が別に定める。

（釧路市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正に伴う経過措置）

6 前項の規定による改正後の釧路市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の規定は、施行日以後に出発する旅行から適用し、同日前に出発した旅行については、なお従前の例による。

（釧路市証人等の実費弁償に関する条例の一部改正）

7 釧路市証人等の実費弁償に関する条例（平成17年釧路市条例第57号）の一部を次のように改正する。

第3条第2号中「（日当を除く。）」を削る。

（釧路市証人等の実費弁償に関する条例の一部改正に伴う経過措置）

8 前項の規定による改正後の釧路市証人等の実費弁償に関する条例の規定は、施行日以後に出発する旅行から適用し、同日前に出発した旅行については、なお従前の例による。

（釧路市教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部改正）

9 釧路市教育委員会教育長の給与等に関する条例（平成17年釧路市条例第64号）の一部を次のように改正する。

第4条を次のように改める。

(旅費額)

第4条 教育長の旅費額及びその支給方法については、釧路市職員等の旅費に関する条例（平成17年釧路市条例第66号）を準用する。

(釧路市教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

1 0 前項の規定による改正後の釧路市教育委員会教育長の給与等に関する条例の規定は、施行日以後に出発する旅行から適用し、同日前に出発した旅行については、なお従前の例による。

(釧路市会計年度任用職員の給与等に関する条例の一部改正)

1 1 釧路市会計年度任用職員の給与等に関する条例（令和元年釧路市条例第11号）の一部を次のように改正する。

第19条第4項を削る。

(釧路市会計年度任用職員の給与等に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

1 2 前項の規定による改正後の釧路市会計年度任用職員の給与等に関する条例の規定は、施行日以後に出発する旅行から適用し、同日前に出発した旅行については、なお従前の例による。

(釧路市語学指導外国青年招致に関する条例の一部改正)

1 3 釧路市語学指導外国青年招致に関する条例（平成17年釧路市条例第242号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「。次項において「旅費条例」という。」を削り、同条第2項を削る。

(釧路市語学指導外国青年招致に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

1 4 前項の規定による改正後の釧路市語学指導外国青年招致に関する条例の規定は、施行日以後に出発する旅行から適用し、同日前に出発した旅行については、なお従前の例による。

(委任)

15 前各項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

令和7年12月4日提出

釧路市長 鶴間秀典

(説明)

国家公務員の旅費制度の見直し等を勘案し、本市職員等の旅費の種目等について所要の改正をいたしたく、本案を提出するものである。

釧路市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例の
一部を改正する条例

釧路市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例（平成26年
釧路市条例第33号）の一部を次のように改正する。

第12条中「第33条の10各号」を「第33条の10第1項各号」に改
める。

第17条第2項中「児童相談所等における乳児又は幼児（以下「乳幼児」
という。）の利用開始前の健康診断」を「次の表の左欄に掲げる健康診断又
は健康診査（母子保健法（昭和40年法律第141号）第12条又は第13
条に規定する健康診査をいう。同表において同じ。）（以下この項において
「健康診断等」という。）に、「が利用乳幼児に対する利用開始時の」を
「等がそれぞれ同表の右欄に掲げる」に、「、利用開始時の」を「、同欄に
掲げる」に、「児童相談所等における乳幼児の利用開始前の健康診断」を
「それぞれ同表の左欄に掲げる健康診断等」に改め、同項に次の表を加える。

児童相談所等における乳児又は幼 児（以下「乳幼児」という。）の 利用開始前の健康診断	利用乳幼児に対する利用開始時の 健康診断
乳幼児に対する健康診査	利用開始時の健康診断、定期の健 康診断又は臨時の健康診断

第23条第2項中「した保育士」の次に「（法第18条の27第1項に規
定する認定地方公共団体（以下「認定地方公共団体」という。）の区域内に
ある家庭的保育事業を行う場所にあっては、保育士又は当該認定地方公共団
体の区域に係る法第18条の29に規定する地域限定保育士（以下「地域限
定保育士」という。））」を加える。

第29条第1項中「保育士」の次に「（認定地方公共団体の区域内にある
小規模保育事業所A型にあっては、保育士又は当該認定地方公共団体の区域

に係る地域限定保育士。次項において同じ。)」を加える。

第31条第1項中「保育士」の次に「(認定地方公共団体の区域内にある小規模保育事業所B型にあっては、保育士又は当該認定地方公共団体の区域に係る地域限定保育士。次項において同じ。)」を加える。

第44条第1項中「保育士」の次に「(認定地方公共団体の区域内にある保育所型事業所内保育事業所にあっては、保育士又は当該認定地方公共団体の区域に係る地域限定保育士。次項において同じ。)」を加える。

第47条第1項中「保育士」の次に「(認定地方公共団体の区域内にある小規模型事業所内保育事業所にあっては、保育士又は当該認定地方公共団体の区域に係る地域限定保育士。次項において同じ。)」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和7年12月4日提出

釧路市長 鶴間秀典

(説明)

家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、利用乳幼児の健康診断及び家庭的保育事業等に係る職員に必要な資格について所要の改正を行うとともに、規定の整備をいたしたく、本案を提出するものである。

議案第124号

釧路市乳児等通園支援事業の設備及び運営の基準に関する条例

目次

第1章 総則（第1条－第19条）

第2章 乳児等通園支援事業

　第1節 通則（第20条）

　第2節 一般型乳児等通園支援事業（第21条－第24条）

　第3節 余裕活用型乳児等通園支援事業（第25条・第26条）

第3章 雜則（第27条）

附則

　第1章 総則

（趣旨）

第1条 この条例は、児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第34条の16第1項の規定に基づき、市長の監督に属する乳児等通園支援事業（法第6条の3第23項に規定する乳児等通園支援事業をいう。以下同じ。）の設備及び運営についての基準（以下「設備運営基準」という。）を定めるものとする。

（設備運営基準の目的）

第2条 設備運営基準は、明るく衛生的な環境において、素養があり、かつ、適切な訓練を受けた職員（乳児等通園支援事業を行う事業所（以下「乳児等通園支援事業所」という。）の管理者を含む。以下同じ。）が乳児等通園支援（乳児等通園支援事業として行う法第6条の3第23項の乳児又は幼児への遊び及び生活の場の提供並びにその保護者への面談及び当該保護者への援助をいう。以下同じ。）を提供することにより、乳児等通園支援事業を利用している乳児又は幼児（以下「利用乳幼児」という。）が、心身ともに健やかに育成されることを保障するものとする。

(設備運営基準の向上)

第3条 市長は、釧路市子ども・子育て会議条例（平成25年釧路市条例第34号）の規定により設置された釧路市子ども・子育て会議の意見を聴き、その監督に属する乳児等通園支援事業を行う者（以下「乳児等通園支援事業者」という。）に対し、設備運営基準を超えて、その設備及び運営を向上させるように勧告することができる。

2 市は、設備運営基準を常に向上させるように努めるものとする。

(設備運営基準と乳児等通園支援事業者)

第4条 乳児等通園支援事業者は、設備運営基準を超えて、常に、その設備及び運営を向上させなければならない。

2 設備運営基準を超えて、設備を有し、又は運営をしている乳児等通園支援事業者においては、設備運営基準を理由として、その設備又は運営を低下させてはならない。

(乳児等通園支援事業者の一般原則)

第5条 乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の人権に十分配慮するとともに、一人一人の人格を尊重して、その運営を行わなければならない。

2 乳児等通園支援事業者は、地域社会との交流及び連携を図り、利用乳幼児の保護者及び地域社会に対し、その行う乳児等通園支援事業の運営の内容を適切に説明するよう努めなければならない。

3 乳児等通園支援事業者は、自らその提供する乳児等通園支援の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

4 乳児等通園支援事業者は、定期的に外部の者による評価を受けて、その結果を公表し、常にその改善を図るよう努めなければならない。

5 乳児等通園支援事業所には、法に定める事業の目的を達成するために必要な設備を設けなければならない。

6 乳児等通園支援事業所の構造設備は、採光、換気等利用乳幼児の保健衛生及び利用乳幼児に対する危害防止に十分な考慮を払って設けられなければならない。

(乳児等通園支援事業者と非常災害)

第6条 乳児等通園支援事業者は、軽便消火器等の消防用具、非常口その他非常災害に必要な設備を設けるとともに、非常災害に対する具体的計画を立て、これに対する不断の注意と訓練（次項の訓練を除く。）をするよう努めなければならない。

2 乳児等通園支援事業者は、少なくとも毎月1回、避難及び消防に関する訓練を行わなければならない。

(安全計画の策定等)

第7条 乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の安全の確保を図るため、乳児等通園支援事業所ごとに、当該乳児等通園支援事業所の設備の安全点検、職員、利用乳幼児等に対する事業所外での活動、取組等を含めた乳児等通園支援事業所での生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員の研修及び訓練その他乳児等通園支援事業所における安全に関する事項についての計画（以下この条において「安全計画」という。）を策定し、当該安全計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2 乳児等通園支援事業者は、職員に対し、安全計画について周知するとともに、前項の研修及び訓練を定期的に実施しなければならない。

3 乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の安全の確保に関して保護者との連携が図られるよう、保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等について周知しなければならない。

4 乳児等通園支援事業者は、定期的に安全計画の見直しを行い、必要に応じて安全計画の変更を行うものとする。

(自動車を運行する場合の所在の確認)

第8条 乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の事業所外での活動、取組等のための移動その他の利用乳幼児の移動のために自動車を運行するときは、利用乳幼児の乗車及び降車の際に、点呼その他の利用乳幼児の所在を確実に把握することができる方法により、利用乳幼児の所在を確認しなければならない。

2 乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の送迎を目的とした自動車（運転者席及びこれと並列の座席並びにこれらより1つ後方に備えられた前向きの座席以外の座席を有しないものその他利用の態様を勘案してこれと同程度に利用乳幼児の見落としのおそれが少ないと認められるものを除く。）を日常的に運行するときは、当該自動車にブザーその他の車内の利用乳幼児の見落としを防止する装置を備え、これを用いて前項に定める所在の確認（利用乳幼児の降車の際に限る。）を行わなければならない。

（乳児等通園支援事業所の職員の一般的要件）

第9条 乳児等通園支援事業所の職員は、健全な心身を有し、豊かな人間性と倫理観を備え、児童福祉事業に熱意のある者であって、できる限り児童福祉事業の理論及び実際について訓練を受けたものでなければならない。

（乳児等通園支援事業所の職員の知識及び技能の向上等）

第10条 乳児等通園支援事業所の職員は、常に自己研鑽^{さん}に励み、法に定める事業の目的を達成するために必要な知識及び技能の修得、維持及び向上に努めなければならない。

2 乳児等通園支援事業者は、職員に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。

（他の社会福祉施設等を併せて設置するときの設備及び職員の基準）

第11条 乳児等通園支援事業所は、他の社会福祉施設等を併せて設置するときは、その行う乳児等通園支援に支障がない場合に限り、必要に応じ当該乳児等通園支援事業所の設備及び職員の一部を併せて設置する他の社会福祉施設等の設備及び職員に兼ねることができる。

（利用乳幼児を平等に取り扱う原則）

第12条 乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の国籍、信条、社会的身分又は利用に要する費用を負担するか否かによって、差別的取扱いをしてはならない。

（虐待等の禁止）

第13条 乳児等通園支援事業所の職員は、利用乳幼児に対し、法第33条

の 10 第 1 項各号に掲げる行為その他当該利用乳幼児の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。

(衛生管理等)

第 14 条 乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の使用する設備、食器等又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じなければならない。

- 2 乳児等通園支援事業者は、乳児等通園支援事業所において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的に実施するよう努めなければならない。
- 3 乳児等通園支援事業所には、必要な医薬品その他の医療品を備えるとともに、それらの管理を適正に行わなければならない。

(食事)

第 15 条 乳児等通園支援事業者は、食事の提供を行う場合（施設外で調理し運搬する方法により行う場合を含む。）においては、当該施設において行うことが必要な調理のための加熱、保存等の調理機能を有する設備を備えなければならない。

(乳児等通園支援事業所内部の規程)

第 16 条 乳児等通園支援事業者は、次に掲げる乳児等通園支援事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならぬ。

- (1) 乳児等通園支援事業の目的及び運営の方針
- (2) 提供する乳児等通園支援の内容
- (3) 職員の職種、員数及び職務の内容
- (4) 乳児等通園支援の提供を行う日及び時間並びに提供を行わない日
- (5) 保護者から受領する費用の種類、支払を求める理由及びその額
- (6) 利用定員
- (7) 乳児等通園支援事業の利用の開始及び終了に関する事項その他の利用に当たっての留意事項

(8) 緊急時等における対応方法

(9) 非常災害対策

(10) 虐待の防止のための措置に関する事項

(11) その他乳児等通園支援事業の運営に関する重要事項

(乳児等通園支援事業所に備える帳簿)

第17条 乳児等通園支援事業所には、職員、財産、収支及び利用乳幼児の処遇の状況を明らかにする帳簿を整備しておかなければならぬ。

(秘密保持等)

第18条 乳児等通園支援事業所の職員は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用乳幼児又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

2 乳児等通園支援事業者は、職員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用乳幼児又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならない。

(苦情への対応)

第19条 乳児等通園支援事業者は、その行った乳児等通園支援に関する利用乳幼児又はその保護者等からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。

2 乳児等通園支援事業者は、その行った乳児等通園支援に関し、市からの指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

第2章 乳児等通園支援事業

第1節 通則

(乳児等通園支援事業の区分)

第20条 乳児等通園支援事業は、一般型乳児等通園支援事業及び余裕活用型乳児等通園支援事業とする。

2 一般型乳児等通園支援事業とは、乳児等通園支援事業であつて次項に定めるものに該当しないものをいう。

3 余裕活用型乳児等通園支援事業とは、保育所、認定こども園（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第2条第6項に規定する認定こども園をいい、保育所であるものを除く。以下同じ。）又は家庭的保育事業等（法第24条第2項に規定する家庭的保育事業等をいい、居宅訪問型保育事業（法第6条の3第11項に規定する居宅訪問型保育事業をいう。以下同じ。）を除く。以下同じ。）を行う事業所において、当該施設又は事業を利用する児童の数（以下この項において「利用児童数」という。）がその施設又は事業に係る利用定員（子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第27条第1項又は第29条第1項の確認において定める利用定員をいう。）の総数に満たない場合であって、当該利用定員の総数から当該利用児童数を除いた数以下の数の乳幼児を対象として行う乳児等通園支援事業をいう。

第2節 一般型乳児等通園支援事業

（設備の基準）

第21条 一般型乳児等通園支援事業を行う事業所（以下「一般型乳児等通園支援事業所」という。）の設備の基準は、次のとおりとする。

- (1) 乳児又は満2歳に満たない幼児を利用する一般型乳児等通園支援事業所には、乳児室又はほふく室及び便所を設けること。
- (2) 乳児室の面積は、乳児又は前号に規定する幼児1人につき1.65平方メートル以上であること。
- (3) ほふく室の面積は、乳児又は第1号に規定する幼児1人につき3.3平方メートル以上であること。
- (4) 乳児室又はほふく室には、乳児等通園支援の提供に必要な用具を備えること。
- (5) 満2歳以上の幼児を利用する一般型乳児等通園支援事業所には、保育室又は遊戯室及び便所を設けること。
- (6) 保育室又は遊戯室の面積は、前号に規定する幼児1人につき1.98平方メートル以上であること。

(7) 保育室又は遊戯室には、乳児等通園支援の提供に必要な用具を備えること。

(8) 乳児室、ほふく室、保育室又は遊戯室（以下「保育室等」という。）を2階に設ける建物は、次のア、イ及びカに掲げる要件に、保育室等を3階以上に設ける建物は、次のアからクまでに掲げる要件に該当するものであること。

ア 建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第9号の2に規定する耐火建築物又は同条第9号の3に規定する準耐火建築物であること。

イ 保育室等が設けられている次の表の左欄に掲げる階に応じ、同表の中欄に掲げる区分ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる施設又は設備が1以上設けられていること。

階	区分	施設又は設備
2階	常用	1 屋内階段 2 屋外階段
	避難用	1 建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段 2 待避上有効なバルコニー 3 建築基準法第2条第7号の2に規定する準耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準ずる設備 4 屋外階段
3階	常用	1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段 2 屋外階段
	避難用	1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段 2 建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準ずる設備 3 屋外階段
4階以上の階	常用	1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段 2 建築基準法施行令第123条第2項各号に規定する構造の屋外階段

避難用	<p>1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段（ただし、同条第1項の場合においては、当該階段の構造は、建築物の1階から保育室等が設けられている階までの部分に限り、屋内と階段室とは、バルコニー又は付室（階段室が同条第3項第2号に規定する構造を有する場合を除き、同号に規定する構造を有するものに限る。）を通じて連絡することとし、かつ、同項第3号、第4号及び第10号を満たすものとする。）</p> <p>2 建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の屋外傾斜路</p> <p>3 建築基準法施行令第123条第2項各号に規定する構造の屋外階段</p>
-----	--

ウ イに掲げる施設及び設備が避難上有効な位置に設けられ、かつ、保育室等の各部分からその一に至る歩行距離が30メートル以下となるように設けられていること。

エ 一般型乳児等通園支援事業所に調理設備（次に掲げる要件のいずれかに該当するものを除く。以下このエにおいて同じ。）を設ける場合には、当該調理設備以外の部分と一般型乳児等通園支援事業所の調理設備の部分が建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の床若しくは壁又は建築基準法施行令第112条第1項に規定する特定防火設備で区画されていること。この場合において、換気、暖房又は冷房の設備の風道が、当該床若しくは壁を貫通する部分又はこれに近接する部分に防火上有効にダンパーが設けられていること。

(ア) スプリンクラー設備その他これに類するもので自動式のものが設けられていること。

(イ) 調理用器具の種類に応じて有効な自動消火装置が設けられ、かつ、当該調理設備の外部への延焼を防止するために必要な措置が講じられていること。

オ 一般型乳児等通園支援事業所の壁及び天井の室内に面する部分の仕

上げを不燃材料でしていること。

カ 保育室等その他乳幼児が出入りし、又は通行する場所に、乳幼児の転落事故を防止する設備が設けられていること。

キ 非常警報器具又は非常警報設備及び消防機関へ火災を通報する設備が設けられていること。

ク 一般型乳児等通園支援事業所のカーテン、敷物、建具等で可燃性のものについて防炎処理が施されていること。

(職員)

第22条 一般型乳児等通園支援事業所には、保育士（法第18条の27第1項に規定する認定地方公共団体の区域内にある一般型乳児等通園支援事業所にあっては、保育士又は当該認定地方公共団体の区域に係る法第18条の29に規定する地域限定保育士。以下この条において同じ。）その他乳児等通園支援に従事する職員として市長が行う研修（市長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む。）を修了した者（以下この条において「乳児等通園支援従事者」という。）を置かなければならない。

2 乳児等通園支援従事者の数は、乳児おおむね3人につき1人以上、満1歳以上満3歳未満の幼児おおむね6人につき1人以上とし、そのうち半数以上は保育士とする。ただし、一般型乳児等通園支援事業所1につき2人を下ることはできない。

3 第1項に規定する乳児等通園支援従事者は、専ら当該一般型乳児等通園支援事業に従事するものでなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、専ら当該一般型乳児等通園支援事業に従事する職員を1人とすることができる。

(1) 当該一般型乳児等通園支援事業と保育所、幼稚園、認定こども園その他の施設又は事業（以下「保育所等」という。）とが一体的に運営されている場合であって、当該一般型乳児等通園支援事業を行うに当たって当該保育所等の職員（保育その他の子育て支援に従事する職員に限る。）による支援を受けることができ、かつ、専ら当該一般型乳児等通園支

援事業に従事する職員が保育士であるとき。

- (2) 当該一般型乳児等通園支援事業を利用している乳幼児の人数が3人以下である場合であって、保育所等を利用している乳幼児の保育が現に行われている乳児室、ほふく室、保育室又は遊戯室において当該一般型乳児等通園支援事業が実施され、かつ、当該一般型乳児等通園支援事業を行うに当たって当該保育所等の保育士による支援を受けることができるとき。

(乳児等通園支援の内容)

第23条 一般型乳児等通園支援事業における乳児等通園支援は、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号）第35条に規定する内閣総理大臣が定める指針に準じ、乳児等通園支援事業の特性に留意して、利用乳幼児及びその保護者的心身の状況等に応じて提供されなければならない。

(保護者との連絡)

第24条 一般型乳児等通園支援事業を行う者は、利用乳幼児の保護者と密接な連絡をとり、乳児等通園支援の内容等につき、その保護者の理解及び協力を得るよう努めなければならない。

第3節 余裕活用型乳児等通園支援事業

(設備及び職員の基準)

第25条 余裕活用型乳児等通園支援事業を行う事業所の設備及び職員の基準は、次の各号に掲げる施設又は事業所の区分に応じ、当該各号に定めるところによる。

- (1) 保育所 北海道児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年北海道条例第108号）（保育所に係るものに限る。）
- (2) 認定こども園 北海道認定こども園の認定の要件並びに設備及び運営の基準を定める条例（平成18年北海道条例第78号）
- (3) 家庭的保育事業等を行う事業所 鋸路市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例（平成26年鋸路市条例第33号）（居宅訪問

型保育事業に係るものと除く。)

(準用)

第26条 第23条及び第24条の規定は、余裕活用型乳児等通園支援事業について準用する。

第3章 雜則

(電磁的記録)

第27条 乳児等通園支援事業者及びその乳児等通園支援事業所の職員は、記録、作成その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されているもの又は想定されるものについては、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和7年12月4日提出

釧路市長 鶴間秀典

(説明)

児童福祉法の一部改正に伴い、乳児等通園支援事業の設備及び運営についての基準を定めたく、本案を提出するものである。

議案第125号

釧路市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例の一部を改正する条例

釧路市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例（平成26年釧路市条例第34号）の一部を次のように改正する。

第25条中「第33条の10各号」を「第33条の10第1項各号（幼保連携型認定こども園である特定教育・保育施設の職員にあっては認定こども園法第27条の2第1項各号、幼稚園である特定教育・保育施設の職員にあっては学校教育法第28条第2項において準用する認定こども園法第27条の2第1項各号）」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和7年12月4日提出

釧路市長 鶴間秀典

（説明）

特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準の一部改正に伴い、所要の規定の整備をいたしましたく、本案を提出するものである。

議案第126号

釧路市放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する 条例の一部を改正する条例

釧路市放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条例（平成26年釧路市条例第35号）の一部を次のように改正する。

第10条第3項第1号中「保育士」の次に「（法第18条の27第1項に規定する認定地方公共団体の区域内にある放課後児童健全育成事業所にあっては、保育士又は当該認定地方公共団体の区域に係る法第18条の29に規定する地域限定保育士）」を加える。

第12条中「第33条の10各号」を「第33条の10第1項各号」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和7年12月4日提出

釧路市長 鶴間秀典

（説明）

放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、放課後児童支援員に必要な資格について所要の改正を行うとともに、規定の整備をいたしたく、本案を提出するものである。

議案第127号

釧路市港湾施設管理条例の一部を改正する条例

釧路市港湾施設管理条例（平成17年釧路市条例第222号）の一部を次のように改正する。

別表船舶給水施設の項中「575円」を「659円」に、「863円」を「989円」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の別表の規定は、この条例の施行の日以後の使用に係る使用料について適用し、同日前の使用に係る使用料については、なお従前の例による。

令和7年12月4日提出

釧路市長 鶴間秀典

（説明）

船舶給水施設使用料を改定いたしたく、本案を提出するものである。

議案第128号

釧路市立学校設置条例の一部を改正する条例

釧路市立学校設置条例（平成17年釧路市条例第243号）の一部を次のように改正する。

本則に次の1条を加える。

（分校）

第3条 別表第6の左欄に掲げる中学校に同表の中欄に掲げる分校を置き、その位置は、同表の右欄に掲げるとおりとする。

別表第5の次に次の1表を加える。

別表第6（第3条関係）

中学校	名称	位置
釧路市立北中学校	釧路市立くしろ創明学園	釧路市寿1丁目2番16号

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

令和7年12月4日提出

釧路市長 鶴間秀典

（説明）

学びの多様化学校として釧路市立北中学校の分校を設置することに伴い、所要の改正をいたしたく、本案を提出するものである。

釧路市火災予防条例の一部を改正する条例

釧路市火災予防条例（平成17年釧路市条例第238号）の一部を次のように改正する。

目次中「第3章の2 住宅用防災機器の設置及び維持に関する基準等（第33条の2—第33条の7）」を「第3章の2 住宅用防災機器の設置及び維持に関する基準等（第33条の2—第33条の7）」に改める。

第3章の3 林野火災の予防（第33条の8・第33条の9）

第7条の次に次の1条を加える。

（簡易サウナ設備）

第7条の2 簡易サウナ設備（屋外その他の直接外気に接する場所に設けるテント型サウナ室（サウナ室のうちテントを活用したものという。）又はバレル型サウナ室（サウナ室のうち円筒形であり、かつ、木製のものをいう。）に設ける放熱設備であって、定格出力6キロワット以下のものであり、かつ、薪又は電気を熱源とするものをいう。以下同じ。）の位置及び構造は、次に掲げる基準によらなければならない。

- (1) 火災予防上安全な距離を保つことを要しない場合を除き、建築物等及び可燃性の物品から火災予防上安全な距離として対象火気設備等及び対象火気器具等の離隔距離に関する基準により得られる距離以上の距離を保つこと。
 - (2) 簡易サウナ設備の温度が異常に上昇した場合に直ちにその熱源を遮断することができる手動及び自動の装置を設けること。ただし、薪を熱源とする簡易サウナ設備にあっては、その周囲において火災が発生した際に速やかに使用できる位置に消火器を設置した場合は、この限りでない。
- 2 前項に規定するもののほか、簡易サウナ設備の位置、構造及び管理の基

準については、第3条（第1項第1号、第10号から第13号まで及び第16号から第19号まで、第2項第6号、第3項並びに第4項を除く。）及び第5条第1項第1号ウの規定を準用する。

第8条の見出しを「（一般サウナ設備）」に改め、同条第1項中「サウナ室に設ける放熱設備（以下「サウナ設備」という）を「一般サウナ設備（簡易サウナ設備以外のサウナ設備（サウナ室に設ける放熱設備をいう。）をいう。以下同じ）に改め、同項第2号及び同条第2項中「サウナ設備」を「一般サウナ設備」に改める。

第10条の2第1項中「第61条第14号」を「第61条第15号」に改める。

第33条中「警報」の次に「（法第22条第3項に規定する火災に関する警報をいう。以下同じ。）」を加え、同条第6号を削る。

第33条の7第1項第1号中「住宅用防災機器」の次に「、感震ブレーカー」を加える。

第3章の2の次に次の1章を加える。

第3章の3 林野火災の予防

（林野火災に関する注意報）

第33条の8 市長は、気象の状況が山林、原野等における火災（以下「林野火災」という。）の予防上注意を要すると認めるときは、林野火災に関する注意報を発することができる。

2 前項の規定による注意報が発せられたときは、注意報が解除されるまでの間、市の区域内にある者は、第33条各号に定める火の使用の制限に従うよう努めなければならない。

3 市長は、林野火災の発生の危険性を勘案して、前項の規定による火の使用の制限の努力義務の対象となる区域を指定することができる。

（林野火災の予防を目的とした火災に関する警報の発令中における火の使用の制限）

第33条の9 市長は、林野火災の予防を目的として火災に関する警報を発

したときは、林野火災の発生の危険性を勘案して、第33条各号に定める火の使用の制限の対象となる区域を指定することができる。

第61条中第18号を第19号とし、第9号から第17号までを1号ずつ繰り下げ、同条第8号中「サウナ設備」を「一般サウナ設備」に改め、同号を同条第9号とし、同条第7号の次に次の1号を加える。

(8) 簡易サウナ設備（個人が設けるものを除く。）

第62条第1項第1号中「行為」を「行為（たき火を含む。）」に改め、同条中第2項を第3項とし、第1項の次に次の1項を加える。

2 消防長は、前項各号に掲げるそれぞれの行為について、届出の対象となる期間及び区域を指定することができる。

附 則

この条例は、令和8年1月1日から施行する。ただし、第7条の次に1条を加える改正規定並びに第8条、第10条の2第1項、第33条の7第1項第1号及び第61条の改正規定は、同年3月31日から施行する。

令和7年12月4日提出

釧路市長 鶴間秀典

（説明）

対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令の一部改正等に伴い、所要の改正をいたしたく、本案を提出するものである。

なお、主な改正点は、次のとおりである。

- 1 火を使用する設備に簡易サウナ設備を追加し、当該設備の設置に係る届出を義務付けること。
- 2 火災に関する警報の発令中における屋内での裸火の使用に関する制限（窓、出入口等の閉鎖）に係る規定を削除すること。
- 3 住宅における火災の予防を推進するための施策に感震ブレーカーの普及

促進を追加すること。

- 4 市長は、気象の状況が林野火災の予防上注意を要すると認めるときは、林野火災に関する注意報を発することができることとし、併せて、注意報の発令中における火の使用制限に係る事項について定めること。
- 5 市長は、林野火災の予防を目的とした火災に関する警報を発したときは、火の使用制限の対象となる区域を指定することができることとすること。
- 6 消防長は、火災予防等に支障を及ぼすおそれのある行為について届出の対象となる期間及び区域を指定することができることとすること。
- 7 その他規定の整備をすること。

議案第130号

釧路市功労者表彰について同意を求める件

次の者を、釧路市功労者表彰条例（平成17年釧路市条例第4号）に基づき表彰いたしたいので、議会の同意を得たい。

記

山 口 隆

令和7年12月4日提出

釧路市長 鶴間秀典

（参考）

釧路市功労者表彰条例抜粋

（被表彰者）

第2条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者の中から適當と認める者を、議会の同意を得て、釧路市功労者としてこれを表彰する。

（1～3号 略）

（4）教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会又は農業委員会の委員として満16年以上勤務した者

報告第4号

専 決 処 分 報 告 の 件

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき、次のとおり専決処分をしたので報告し、承認を求める。

記

令和7年度釧路市一般会計補正予算

（別 記）

令和7年12月4日提出

釧路市長 鶴間秀典

（説明）

令和7年9月20日及び21日の暴風雨に係る災害復旧経費について、ここに報告のとおり専決処分をしたので承認を求めてく、本案を提出するものである。

（参考）

地方自治法抜粋

（長の専決処分）

第179条 普通地方公共団体の議会が成立しないとき、第113条ただし書の場合においてなお会議を開くことができないとき、普通地方公共団体の長において議会の議決すべき事件について特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認めるとき、又は議会において議決すべき事件を議決しないときは、当該普通地方公共団体の長は、その議決すべき事件を処分することができる。（ただし書 略）

（2項 略）

3 前2項の規定による処置については、普通地方公共団体の長は、次の会議においてこれを議会に報告し、その承認を求めなければならない。

（4項 略）

(別 記)

令和 7 年度釧路市一般会計補正予算

令和 7 年度釧路市の一般会計補正予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 328,004 千円を追加し、歳入歳出それぞれ 109,616,997 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

(繰越明許費の補正)

第 2 条 繰越明許費の追加は、「第 2 表 繰越明許費補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額 千円	補正額 千円	計 千円
19 繰入金	2 基金繰入金	5,650,315	328,004	5,978,319
		5,632,475	328,004	5,960,479
歳入合計		109,288,993	328,004	109,616,997

歳 出

款	項	補正前の額 千円	補正額 千円	計 千円
12 災害復旧費	1 農林水産業施設災害復旧費	15,000	328,004	343,004
	2 土木施設災害復旧費	4,000	118,400	122,400
	3 衛生施設災害復旧費	11,000	206,470	217,470
歳出合計		0	3,134	3,134
歳出合計		109,288,993	328,004	109,616,997

第2表 繼 越 明 許 費 補 正

区 分	款	項	事 業 名	金 額
追 加	12 災 害 復 旧 費	1 農 林 水 産 業 施 設 災 害 復 旧 費	林 業 施 設 災 害 復 旧 事 業	80,700 千円
			農 業 施 設 災 害 復 旧 事 業	9,500
	2 土 木 施 設 災 害 復 旧 費		河 川 災 害 復 旧 事 業	26,945

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総 括

(歳 入)

款	補 正 前 の 額	補 正 額	計
	千円	千円	千円
19 繰 入 金	5,650,315	328,004	5,978,319
歳 入 合 計	109,288,993	328,004	109,616,997

(歳 出)

款	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国道支出金	市 債	そ の 他	
12 災 害 復 旧 費	千円 15,000	千円 328,004	千円 343,004	千円 0	千円 0	千円 0	千円 328,004
歳 出 合 計	109,288,993	328,004	109,616,997	0	0	0	328,004

2. 績入

(単位：千円)

款項目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
19 繰入金	5,650,315	328,004	5,978,319			
2 基金繰入金	5,632,475	328,004	5,960,479			
1 財政調整基金繰入金	5,036,349	328,004	5,364,353	1 財政調整基金 繰入金	328,004	財政調整基金繰入金
歳入合計	109,288,993	328,004	109,616,997			

3. 歳出

(単位 : 千円)

款項	目	補正前の額	補正額	計	財源	内訳	節		説明
							区分	金額	
12 災害復旧費		15,000	328,004	343,004	一般財源	328,004			
1 農林水産業施設 災害復旧費		4,000	118,400	122,400	一般財源	118,400			
1 林業施設災害復 旧費		4,000	93,250	97,250	一般財源	93,250	12 委託料	4,350	林業施設災害復旧費 93,250
2 農業施設災害復 旧費		0	25,150	25,150	一般財源	25,150	14 工事請負費	88,900	
2 土木施設災害復 旧費		11,000	206,470	217,470	一般財源	206,470			
1 道路橋梁災害復 旧費		8,000	150,225	158,225	一般財源	150,225	12 委託料	21,700	道路橋梁災害復旧費 150,225
2 河川災害復旧費		3,000	56,245	59,245	一般財源	56,245	14 工事請負費	128,325	
3 衛生施設災害復 旧費		0	3,134	3,134	一般財源	3,134	12 委託料	29,300	河川災害復旧費 56,245
1 保健衛生施設災 害復旧費		0	3,134	3,134	一般財源	3,134	14 工事請負費	26,945	
歳出合計		109,288,993	328,004	109,616,997	一般財源	328,004			

繰越明許費に関する事項

12款 災害復旧費

1項 農林水産業施設災害復旧費

1目 林業施設災害復旧費

事業名	関係予算		繰越金額 千円	繰り越しの事由
	節	金額		
林業施設災害復旧事業	12 委託料	5,350	0	年度内完了が不確定であることから繰越事業として実施する。
	14 工事請負費	90,900	80,700	
	15 原材料費	1,000	0	
	計	97,250	80,700	
財源内訳	一般財源	97,250	80,700	

繰越明許費に関する事項

12款 災害復旧費

1項 農林水産業施設災害復旧費

2目 農業施設災害復旧費

事業名	関係予算		繰越金額	繰り越しの事由
	節	金額		
農業施設災害復旧事業	14 工事請負費	千円 25,150	千円 9,500	年度内完了が不確実であることから繰越事業として実施する。
財源内訳	一般財源	千円 25,150	千円 9,500	

繰越明許費に関する事項

12款 災害復旧費

2項 土木施設災害復旧費

2目 河川災害復旧費

事業名	関係予算		繰越金額	繰り越しの事由
	節	金額		
河川災害復旧事業	12 委託料	30,300	0	年度内完了が不確定であることから繰越事業として実施する。
	14 工事請負費	28,945	26,945	
	計	59,245	26,945	
財源内訳	一般財源	59,245	26,945	

報告第5号

専決処分報告の件

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき、次のとおり専決処分をしたので報告し、承認を求める。

記

市は、市道上において発生した物損事故に関し、次のとおり損害賠償の額を定め、及び和解を成立させるものとする。

1 事故発生年月日及び場所

令和7年8月27日

釧路市鶴ヶ岱2丁目5番地先 市道久寿里橋通

2 損害賠償の額 1,201,610円

3 和解成立の方針

(1) 市は、和解の相手方に対し、損害賠償金として1,201,610円を負担する。

(2) 和解の相手方は、本件物損事故に関し、市に対し、その他いかなる請求もしない。

4 損害賠償及び和解の相手方

別添

令和7年12月4日提出

釧路市長 鶴間秀典

(説明)

市道上において発生した物損事故に関し、損害賠償の額を定め、及び和解を成立させる専決処分をしたので承認を求めたく、本案を提出するものである。

